

大和市教育委員会 2 月定例会

日 時 平成 23 年 2 月 9 日

午前 9 時 00 分

場 所 教育委員会室

1 開 会

2 会 議 時 間 の 決 定

3 前 会 会 議 録 の 承 認

4 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定

5 教 育 長 の 報 告

6 議 事

日程第 1 (議案第 3 号) 大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について

日程第 2 (議案第 4 号) 大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第 3 (議案第 5 号) 平成 22 年度大和市教育費補正予算案について

日程第 4 (議案第 6 号) 平成 23 年度大和市教育費当初予算案について

日程第 5 (議案第 7 号) 児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定について

7 そ の 他

8 閉 会

議案第 3 号

大和市教育局の権限に属する事務の補助執行に関する規則の
一部を改正する規則について

大和市教育局の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 2 月 9 日提出

大和市教育局

教育長 滝澤 正

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する
規則

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則(平成 21 年大和市教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 事務の欄中

「	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財保護に関すること。 2 郷土民家園に関すること。 3 下鶴間ふるさと館に関すること。 4 文化財保護審議会に関すること。 	」を
---	--	----

「	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化財の収集、保存、調査研究、活用及び普及啓発に関すること。 2 郷土民家園に関すること。 3 文化財保護審議会に関すること。 	」に、
---	---	-----

「	<ol style="list-style-type: none"> 1 つる舞の里歴史資料館の管理運営に関すること。 2 地域における歴史資料の収集及び調査研究に関すること。 3 収蔵した資料の保管に関すること。 4 資料の展示及び郷土文化の向上のための啓発活動に関すること。 	」を
---	---	----

「	<ol style="list-style-type: none"> 1 つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館の管理運営に関すること。 2 つる舞の里歴史資料館における資料の収集及び調査研究に関すること。 3 つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館における収蔵した資料の保管、展示及び郷土文化の向上のための啓発活動に関すること。 	」に改める。
---	--	--------

別表第 3 文化振興課の部文化財の保護の項課長の欄中「文化財に関する調査、資料収集及び整理保存」を「文化財の収集、保存、調査研究、活用及び普及啓発」に、「行事」を「事業」に改め、同部つる舞の里歴史資料館の項を次のように改める。

つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館	<ol style="list-style-type: none"> ① つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館の管理運営 ② つる舞の里歴史資料館における資料の収集及び調査研究 ③ つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館における資料の保管、展示及び普及啓発活動 			
----------------------	--	--	--	--

同表スポーツ課の部スポーツ開放の項課長の欄中「③ スポーツ開放にかかわる学校施設の使用料の減免」を削り、同表生涯学習センターの部公民館の項課長の欄中「④ 生涯学習センターが所掌する事業における学校施設の使用料の減免（所定職員に専決させること。）」を削り、「⑤」を「④」に、「⑥」を「⑤」に改める。

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 スポーツ課の部及び生涯学習センターの部の改正規定は、公布の日から施行する。

大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

改正案

現行

○大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

平成 21 年 3 月 30 日
教委規則第 5 号

○大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

平成 21 年 3 月 30 日
教委規則第 5 号

別表第 1 (第 2 条関係)

別表第 1 (第 2 条関係)

事務	職員
略	略
1 文化財の収集、保存、調査研究、活用及び普及啓発に関すること。 2 郷土民家園に関すること。 3 文化財保護審議会に関すること。	文化スポーツ部長及び文化振興課の職員
略	略
1 つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館の管理運営に関すること。 2 つる舞の里歴史資料館における資料の収集及び調査研究に関すること。 3 つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館における収蔵した資料の保管、展示及び郷土文化の向上のための啓発活動に関すること。	文化スポーツ部長及び文化振興課の職員

事務	職員
略	略
1 文化財保護に関すること。 2 郷土民家園に関すること。 3 下鶴間ふるさと館に関すること。 4 文化財保護審議会に関すること。	文化スポーツ部長及び文化振興課の職員
略	略
1 つる舞の里歴史資料館の管理運営に関すること。 2 地域における歴史資料の収集及び調査研究に関すること。 3 収蔵した資料の保管に関すること。 4 資料の展示及び郷土文化の向上のための啓発活動に関すること。	文化スポーツ部長及び文化振興課の職員

別表第3 (第4条関係)

補助執行 させる課	決裁事項/決 裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
文化振興 課	文化財の保 護	① 文化財の 収集、保存、 調査研究、 活用及び普 及啓発 ②～③略 ④ 文化財に 関する各種 事業の実施		略	略	
	つる舞の里 歴史資料館 及び下鶴間 ふるさと館	① つる舞の 里歴史資料 館及び下鶴 間ふるさと 館の管理運 営 ② つる舞の 里歴史資料 館における 資料の収集 及び調査研 究				

別表第3 (第4条関係)

補助執行 させる課	決裁事項/決 裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
文化振興 課	文化財の保 護	① 文化財に 関する調 査、資料収 集及び整理 保存 ②～③略 ④ 文化財に 関する各種 行事の実施		略	略	
	つる舞の里 歴史資料館	① つる舞の 里歴史資料 館の運営及 び維持管理 ② 歴史に関 する各種行 事の実施				

					③ 歴史資料の調査、資料収集及び整理保存					
略										
スポーツ課	スポーツ開放				①～②略 ③ スポーツ開放にかかわる学校施設の使用料の減免					
略										
生涯学習センター	公民館				①～③略 ④ 生涯学習センターが所掌する事業における学校施設の減使用料の減免(所定職員に専決させ					

					③ つる舞の里歴史資料館及び下鶴間ふるさと館における資料の保管、展示及び普及啓発活動					
略										
スポーツ課	スポーツ開放				①～②略					
略										
生涯学習センター	公民館				①～③略					

								ること。)
								⑤ 生涯学習 センター関 係機関との 連絡調整
								⑥ 講座、展示 会その他各 種集会の開 催及び実施 で軽易なも の(所定職員 に専決させ ること。)

								④ 生涯学習 センター関 係機関との 連絡調整
								⑤ 講座、展示 会その他各 種集会の開 催及び実施 で軽易なも の(所定職員 に専決させ ること。)

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 3 ス
ポーツ課の部及び生涯学習センターの部の改正規定は、公布の日から施
行する。

議案第4号

大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願
いたく提案する。

平成23年2月9日提出

大和市教育委員会

教育長 滝澤 正

大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則の一部を改正する規則

大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則（平成 17 年大和市教育委員会規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 27 条」を「第 12 条」に改める。

第 2 条を削り、第 3 条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第 1 項中「第 22 条第 2 項」を「第 9 条第 2 項」に、「利用」を「使用」に、「下鶴間ふるさと館利用承認申請書を指定管理者」を「下鶴間ふるさと館使用承認申請書を教育委員会」に改め、同条第 2 項中「下鶴間ふるさと館利用承認申請書」を「下鶴間ふるさと館使用承認申請書」に、「利用日」を「使用日」に改め、同項ただし書きを次のように改める。

ただし、国若しくは地方公共団体の主催事業又は施設の設置目的に沿った事業のために使用するときは、この限りでない。

第 3 条を第 2 条とし、第 4 条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条第 1 項中「下鶴間ふるさと館利用承認書」を「下鶴間ふるさと館使用承認書」に改め、同条第 2 項中「指定管理者」を「教育委員会」に改め、同条を第 3 条とする。

第 5 条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「指定管理者」を「教育委員会」に、「利用を承認してはならない」を「使用を承認しない」に改め、同条を第 4 条とする。

第 6 条の見出し中「利用権」を「使用権」に改め、同条中「利用」を「使用」に、「利用者」を「使用者」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条中「利用者」を「使用者」に、「指定管理者」を「教育委員会」に改め、同条を第 6 条とする。

第 8 条の見出し中「利用承認」を「使用承認」に改め、同条本文中「指定管理者」を「教育委員会」に改め、同条本文、第 2 号及び第 3 号中「利用」を「使用」に改め、同条第 4 号中「指定管理者」を「教育委員会」に改め、同条を第 7 条とする。

第 9 条の見出し中「利用」を「使用」に改め、同条中「利用者」を「使用者」に、「第 4 条第 1 項」を「第 2 条第 1 項」に、「利用申請」を「使用申請」に、「利用日」を「使用日」に、「下鶴間ふるさと館利用取消(変更)届を指定管理者」を「下鶴間ふるさと館使用取消(変更)届を教育委員会」に改め、同条を第 8 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(使用料の減免)

第 9 条 条例第 10 条の規定による減免は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、下鶴間ふるさと館使用料減免申請書により申請しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が主催する事業等に使用する場合には、当該申請を省略することができる。

第10条を削り、第11条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第1項中「第24条の」を「第11条」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同項第1号中「利用者」を「使用者」に、「利用」を「使用」に改め、同条第2項中「利用料」を「使用料」に、「下鶴間ふるさと館利用料金還付申請書を指定管理者に」を「下鶴間ふるさと館使用料還付申請書を」に改め、同条第3項を削り、同条を第10条とする。

第12条中「利用者」を「使用者」に改め、同条を第11条とする。

第13条中「別表」を「別表第2」に改め、「第1号様式については教育委員会が、第2号様式から第7号様式までについては指定管理者が」を削り、同条を第12条とする。

第14条を第13条とする。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	下鶴間ふるさと館使用承認申請書	第2条
第2号様式	下鶴間ふるさと館使用承認書	第3条
第3号様式	下鶴間ふるさと館使用取消(変更)届	第8条
第4号様式	下鶴間ふるさと館使用料減免申請書	第9条
第5号様式	下鶴間ふるさと館使用料還付申請書	第10条

同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第9条関係）

1 観覧料関係

使用内容	減免額
学校教育法に規定する学校が行う教育課程として使用するとき。	全額
その他教育委員会が特に必要と認めるとき。	教育委員会が必要と認める額

2 母屋使用料関係

使用内容	減免額
(1) 市が主催又は共催する事業等に使用するとき。	全額

(2) 周辺地域の公共的団体等が施設の設置目的に沿った事業等に使用するとき。	全額
(3) 国又は他の地方公共団体が主催する事業等に使用するとき。	2分の1の額
(4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人並びに市が出資する一般社団法人及び一般財団法人が施設の設置目的に沿った事業等に使用するとき(第2号に掲げる公共的団体等を除く。)	2分の1の額
(5) その他教育委員会が施設の設置目的に沿った使用であると認めるとき。	2分の1の額

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>○大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則</p> <p>平成 17 年 12 月 27 日 教委規則第 18 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、大和市下鶴間ふるさと館条例(平成 17 年大和市条例第 46 号。以下「条例」という。)第 12 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第 2 条 条例第 9 条第 2 項の規定により下鶴間ふるさと館の母屋を占有して使用しようとする者は、<u>下鶴間ふるさと館使用承認申請書を教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の下鶴間ふるさと館使用承認申請書の受付期間は、<u>使用日の 3 月前から前日までとする。ただし、国若しくは地方公共団体の主催事業又は施設の設置目的に沿った事業のために使用するときはこの限りでない。</u></p> <p>(使用の承認)</p> <p>第 3 条 前条第 1 項の規定による申請を承認するときは、<u>下鶴間ふるさと館</u></p>	<p>○大和市下鶴間ふるさと館条例施行規則</p> <p>平成 17 年 12 月 27 日 教委規則第 18 号</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、大和市下鶴間ふるさと館条例(平成 17 年大和市条例第 46 号。以下「条例」という。)第 27 条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(指定の申込書等)</p> <p>第 2 条 条例第 7 条の申込書は、<u>指定管理者指定申込書とする。</u></p> <p>2 条例第 7 条に規定する教育委員会規則で定める書類は、<u>次に掲げる書類とする。</u></p> <p>(1) <u>定款又はこれに類するもの</u></p> <p>(2) <u>被選定団体の活動実績及び経営状況を証明する書類</u></p> <p>(3) <u>その他教育委員会が必要と認める書類</u></p> <p>(利用の申請)</p> <p>第 3 条 条例第 22 条第 2 項の規定により下鶴間ふるさと館の母屋を占有して利用しようとする者は、<u>下鶴間ふるさと館利用承認申請書を指定管理者に提出しなければならない。</u></p> <p>2 前項の下鶴間ふるさと館利用承認申請書の受付期間は、<u>利用日の 3 月前から前日までとする。ただし、公共又は公用のため教育委員会が特に認めるときはこの限りでない。</u></p> <p>(利用の承認)</p> <p>第 4 条 前条第 1 項の規定による申請を承認するときは、<u>下鶴間ふるさと館</u></p>

<p>使用承認書を交付するものとする。</p> <p>2 教育委員会は、前項の承認に際して下欄間ふらさと館の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(使用の不承認等)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の使用を承認しない。</p> <p>(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 集团的又は常習的な暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(3) 営利を主たる目的とするとき。</p> <p>(4) 下欄間ふらさと館の施設等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(5) その他管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(使用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第5条 使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、施設等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(設備の変更禁止)</p> <p>第6条 使用者は、施設等に特別な設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ教育委員会の承認を受けたときはこの限りでない。</p> <p>(使用承認の取消し等)</p> <p>第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取消し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(1) 条例及びこの規則に違反したとき。</p> <p>(2) 使用の目的又は条件に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により使用ができなくなったとき。</p> <p>(4) その他教育委員会が特に必要と認めるとき。</p>	<p>利用承認書を交付するものとする。</p> <p>2 指定管理者は、前項の承認に際して下欄間ふらさと館の管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(利用の不承認等)</p> <p>第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を承認してはならない。</p> <p>(1) 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 集团的又は常習的な暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(3) 営利を主たる目的とするとき。</p> <p>(4) 下欄間ふらさと館の施設等を損傷し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(5) その他管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(利用権の譲渡等の禁止)</p> <p>第6条 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、施設等を利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(設備の変更禁止)</p> <p>第7条 利用者は、施設等に特別な設備を設け、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときはこの限りでない。</p> <p>(利用承認の取消し等)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の承認を取消し、又は利用を停止させることができる。</p> <p>(1) 条例及びこの規則に違反したとき。</p> <p>(2) 利用の目的又は条件に違反したとき。</p> <p>(3) 災害その他の事故により利用ができなくなったとき。</p> <p>(4) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。</p>
---	---

(使用の取消又は変更)

第8条 使用者が第2条第1項に規定する使用申請を取消し、又は変更しようとするときは、使用日の前日までに、下鶴間ふるさと館使用取消(変更)届を教育委員会に提出しなければならぬ。

(使用料の減免)

第9条 条例第10条の規定による減免は、別表第1のとおりとする。

(利用の取消又は変更)

第9条 利用者が第4条第1項に規定する利用申請を取消し、又は変更しようとするときは、利用日の前日までに、下鶴間ふるさと館利用取消(変更)届を指定管理者に提出しなければならぬ。

(利用料金の減免)

第10条 条例第23条の規定により利用料金を減免することができる場合及びその額は、次に定めるとおりとする。

(1) 条例第22条第1項の場合

ア 学校教育法に規定する学校が行う教育課程として利用するとき
全額

イ その他教育委員会が特に必要と認めるとき 教育委員会が必要と認める額

(2) 条例第22条第2項の場合

ア 市が主催又は共催する事業等に使用するとき 全額

イ 指定管理者が主催する事業のうち、教育委員会が必要と認める事業に利用するとき 全額

ウ 国又はその他の地方公共団体が公務で利用するとき 全額

エ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人並びに市が出資する一般財団法人及び一般社団法人が利用するとき 2分の1の額

オ その他教育委員会が特に必要と認めるとき 教育委員会が必要と認める額

2 前項第1号及び第2号の規定により、利用料金の減免を受けようとする者は、下鶴間ふるさと館利用料金減免申請書により、指定管理者に申請しなければならぬ。ただし、第2号ウの場合にあっては、利用料金の減免申請を省略することができる。

2 前項の規定による減免を受けようとする者は、下鶴間ふるさと館使用料減免申請書により申請しなければならぬ。ただし、国又は地方公共団体が主催する事業等に使用する場合にあっては、当該申請を省略することができる。

<p>(使用料の還付)</p> <p>第10条 条例第11条ただし書きに規定する使用料の還付は、次に掲げる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責によらない理由により使用できなくなったとき。</p> <p>(2) その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、<u>下鶴間ふるさと館使用料還付申請書</u>を提出しなければならない。</p> <p>(入館者等の遵守事項)</p> <p>第11条 入館者又は使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 下鶴間ふるさと館の施設、設備、資料等を損傷又は汚損しないこと。</p> <p>(2) 定められた場所以外で火気の使用又は喫煙をしないこと。</p> <p>(3) 定められた場所以外で飲食しないこと。</p> <p>(4) 騒音、怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。</p> <p>(5) 係員の指示に従うこと。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障がある行為をしないこと。</p> <p>(様式)</p> <p>第12条 この規則の規定により使用する様式は、<u>別表第2</u>に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。</p>	<p>(利用料金の還付)</p> <p>第11条 条例第24条のただし書きに規定する利用料金の還付は、次に掲げる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 災害その他利用者の責によらない理由により利用できなくなったとき。</p> <p>(2) その他教育委員会が特別の理由があると認めるとき。</p> <p>2 前項の規定により、利用料の還付を受けようとする者は、<u>下鶴間ふるさと館利用料金還付申請書</u>を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>3 指定管理者は前項の申請があつた場合において、還付すべき正当な理由があると認めるときは、<u>下鶴間ふるさと館利用料金還付決定通知書</u>を交付するものとする。</p> <p>(入館者等の遵守事項)</p> <p>第12条 入館者又は利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。</p> <p>(1) 下鶴間ふるさと館の施設、設備、資料等を損傷又は汚損しないこと。</p> <p>(2) 定められた場所以外で火気の使用又は喫煙をしないこと。</p> <p>(3) 定められた場所以外で飲食しないこと。</p> <p>(4) 騒音、怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。</p> <p>(5) 係員の指示に従うこと。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、管理運営上支障がある行為をしないこと。</p> <p>(様式)</p> <p>第13条 この規則の規定により使用する様式は、<u>別表</u>に掲げるとおりとし、その内容は<u>第1号様式</u>については<u>教育委員会</u>が、<u>第2号様式</u>から<u>第7号様式</u>までについては<u>指定管理者</u>が別に定める。</p>
--	--

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

別表第1(第9条関係)

1 観覧料関係

使用内容	減免額
学校教育法に規定する学校が行う教育課程として使用するとき。	全額
その他教育委員会が特に必要と認めるとき。	教育委員会が必要と認める額

2 母屋使用料関係

使用内容	減免額
(1) 市が主催又は共催する事業等を使用するとき。	全額
(2) 周辺地域の公共的団体等が施設の設置目的に沿った事業等を使用するとき。	全額
(3) 国又は他の地方公共団体が主催する事業等を使用するとき。	2分の1の額
(4) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人並びに市が出資する一般社団法人及び一般財団法人が施設の設置目的に沿った事業等を使用するとき(第2号に掲げる公共的団体等を除く。)	2分の1の額
(5) その他教育委員会が施設の設置目的に沿った使用であると認めるとき。	2分の1の額

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

別表第2(第12条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	下鶴間ふるさと館使用承認申請書	第2条
第2号様式	下鶴間ふるさと館使用承認書	第3条
第3号様式	下鶴間ふるさと館使用取消(変更)届	第8条
第4号様式	下鶴間ふるさと館使用料減免申請書	第9条
第5号様式	下鶴間ふるさと館使用料還付申請書	第10条

別表(第13条関係)

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	指定管理者指定申込書	第2条
第2号様式	下鶴間ふるさと館利用承認申請書	第3条
第3号様式	下鶴間ふるさと館利用承認書	第4条
第4号様式	下鶴間ふるさと館利用取消(変更)届	第9条
第5号様式	下鶴間ふるさと館利用料金減免申請書	第10条
第6号様式	下鶴間ふるさと館利用料金還付申請書	第11条
第7号様式	下鶴間ふるさと館利用料金還付決定通知書	第11条

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

議案第 5 号

平成 22 年度大和市教育費補正予算案について

平成 22 年度大和市教育費補正予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 2 月 9 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

平成22年度2月補正予算(案)

歳入

科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	充当先(大事業単位)
15-2-10 住民生活に光をそそぐ交付金	11,079	8,550	19,629	
1 住民生活に光をそそぐ交付金	11,079	8,550	19,629	
3 図書資料貸出事業	0	8,550	8,550	10-04-04-02 図書資料貸出事業
22-1-4 教育債	109,500	△ 9,500	100,000	
1 小学校債	50,400	△ 9,500	40,900	
1 小学校大規模改修事業債	36,900	△ 9,500	27,400	10-02-03-01 小学校大規模改修事業

平成22年度2月補正予算(案)

歳出

款項目(事業名)	補正前予算額	補正額	補正後予算額	備考
10-2 小学校費	1,367,890	△ 10,836	1,357,054	
2 教育振興費	475,749	5,397	481,146	
2 小学校学用品等就学援助事業	219,363	5,397	224,760	経済状況の悪化に伴い、就学援助受給者が増加し支出予定額が当初予算額を超過する見込みであるため、増額補正するものです。
3 学校建設費	357,268	△ 16,233	341,035	
1 小学校大規模改修事業	146,778	△ 16,233	130,545	各工事の金額確定に伴い、執行残額を減額補正します。
10-3 中学校費	966,673	5,332	972,005	
2 教育振興費	253,206	5,332	258,538	
2 中学校学用品等就学援助事業	158,394	5,332	163,726	経済状況の悪化に伴い、就学援助受給者が増加し支出予定額が当初予算額を超過する見込みであるため、増額補正するものです。
10-4 社会教育費	867,800	9,000	876,800	
4 図書館費	164,837	9,000	173,837	
2 図書資料貸出事業	116,140	9,000	125,140	「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用し、渋谷図書室蔵書及び児童図書の拡充を行います。

議案第 6 号

平成 23 年度大和市教育費当初予算案について

平成 23 年度大和市教育費当初予算案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見の申し出について、審議願いたく提案する。

平成 23 年 2 月 9 日提出

大和市教育委員会

教育長 滝 澤 正

議案第7号

児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定について

大和市個人情報保護審査会から大和市個人情報保護条例第8条に定める本人以外からの収集及び第13条に定める目的外の提供にかかわる答申を受け、児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定について、審議願いたく提案する。

平成23年2月9日提出

大和市教育委員会

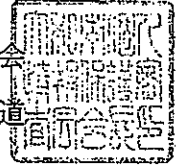
教育長 滝澤 正



平成23年 1月31日

大和市教育委員会
委員長 青 蔭 文 雄 殿

大和市個人情報保護審査会
会 長 久 保 博 道



大和市個人情報保護条例第8条に定める本人以外からの収集及び第13条に定める目的外の提供について（答申）

このことについて、平成22年11月18日付けで諮問のありました大和市個人情報保護条例第8条に定める本人以外からの収集及び第13条に定める目的外の提供に関する諮問事案（児童生徒指導関係事務）については、下記のとおり意見を付して、適当なものと認めます。

記

1. 制度の運用開始後、個人情報の収集及び提供の件数、成果、その他制度の運用状況について、毎年度当審査会に報告すること。
2. 制度の運用にあたっては、大和市教育委員会及び警察本部双方が「児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定書（案）」の目的を十分に認識したうえで、個人情報の保護の観点から、その必要性和緊急性を判断し、問題解決のために必要最小限の範囲で情報の収集及び提供を行うように努めること。また、その情報が、児童・生徒にとって不利益に使用されないよう十分留意すること。

以上

児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定書（案）

現代の児童・生徒を取り巻く状況として、児童虐待、薬物乱用、いじめ・暴力などの犯罪被害や非行問題がますます複雑化・深刻化している。また、児童・生徒の生命の安全、非行防止及び犯罪被害防止に関し、学校や保護者だけでは、解決が困難なケースも増えている。

このような状況の中で、児童・生徒が抱えるそれぞれの問題に適切に対応し、立ち直り活動を効果的に推進するためには、学校と警察がこれまで以上に密接に連携していくことが必要不可欠であることから、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と神奈川県警察本部（以下「警察本部」という。）は、児童・生徒支援のための学校と警察との相互連携に係る協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、教育委員会と警察本部が、児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ることを目的とし、互いに連携して児童・生徒を支援・指導する。

（定義）

第2条 この協定において用語の意義は、次の各号のように定めるところによる。

- （1）非行集団 暴走族等、継続的に犯罪行為等を繰り返す集団をいう。
- （2）犯罪行為等 違法行為及び不良行為（飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をいう。）をいう。

（連携機関）

第3条 この協定において、連携を行う機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げるものとする。

- （1）教育委員会及び大和市立の小学校並びに中学校（以下「学校」という。）
- （2）警察本部及び神奈川県内に所在する警察署（以下「警察」という。）

（相互連携の内容）

第4条 連携機関は、一般的な連携はもとより、健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図るために、相互に児童・生徒の個人情報を提供し、必要に応じて協議を行うものとする。

（相互連携を行う事案）

第5条 この協定により相互連携する事案は、次に掲げるものとする。

（1）警察から学校へ提供する事案

警察から学校へ提供する情報及び相互連携により支援・指導する事案は、学校での指導や支援が必要なものとする。ただし、犯罪捜査等に支障がある場合を除く。

- ア 児童・生徒を逮捕又は身柄通告した事実
- イ 非行集団に関係する児童・生徒の事案
- ウ 児童・生徒の犯罪行為等のうち他の児童・生徒に影響を及ぼすおそれがある事案
- エ 児童・生徒が犯罪行為等を繰り返している事実
- オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

（2）学校から警察へ提供する事案

学校から警察へ提供する事案は、学校の指導だけでは解決の見込みがなく、児童生徒の生命の安全又は犯罪防止若しくは犯罪被害防止のために、警察の支援・指導が必要と判断したものとする。ただし、事件として扱われる事案に関しては、本制度の対象としない。

- ア 犯罪行為等に関する事実
- イ いじめ、児童虐待等に関する事案
- ウ 非行集団に関する事案
- エ 薬物等に関する事案
- オ 児童・生徒が犯罪の被害に遭うおそれのある事案

(相互連携による支援・指導のために提供する情報の内容)

第6条 学校と警察が相互連携し、支援・指導するために提供する情報は、次の内容とする。

(1) 警察から学校へ提供する場合

ア 当該事案に係る児童・生徒の氏名・生年月日・年齢・住所・学年・クラスに関する内容

イ 当該事案の概要に関する内容

ウ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（保護者への連絡）に関する内容

(2) 学校から警察へ提供する場合

ア 当該事案に係る児童・生徒の氏名・生年月日・年齢・住所・学年・クラスに関する内容

イ 当該事案の概要に関する内容

ウ 事案に係る指導状況に関する内容

エ 当該事案に係る関係当事者への連絡状況（保護者への連絡）に関する内容

(相互連携の従事者及び方法)

第7条 相互連携のための情報提供は、校長又は校長があらかじめ指定する者及び警察署長又は警察署長があらかじめ指定する者が所定の連絡票をもって行う。ただし、緊急の場合は、口頭で情報提供した後、連絡票をもって行うものとする。

(秘密の保持)

第8条 連携機関は、収集した情報の秘密保持を徹底するため、次のとおり取扱うものとする。

(1) 情報収集した文書の保存期限は1年とし、保存期限を過ぎた文書は廃棄する。

(2) 収集した情報は、この協定以外の目的に利用し、又は連携機関以外のものに提供してはならない。

(連携機関の責務)

第9条 この協定に係る連携を行うに当たっては、連携機関は次の事項に努めなければならない。

(1) 提供する情報については、正確を期すること。

(2) 児童・生徒への対応に当たっては、この協定の目的を踏まえ、教育効果及び健全育成に配慮した適正な措置を講ずること。

(3) 警察は、収集した情報を犯罪捜査に利用しないこと。また、学校は、収集した情報を児童・生徒に不利益処分を課すために利用しないこと。

(4) 学校が情報提供をするに当たっては、児童・生徒に対し保護者と連携して十分な指導・支援を積み重ねた上で行うこと。

(検証)

第10条 連携機関は、この協定の運用状況について、毎年検証し、その検証結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

(協議)

第11条 この協定を円滑に実施するため、連携機関は必要に応じ、協議を行うことができる。

(施行)

第12条 この協定は、平成 年 月 日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、大和市教育委員会教育長及び神奈川県警察本部長が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

大和市教育委員会
教育長 滝澤 正 印

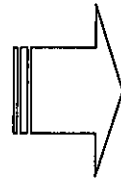
神奈川県警察
本部長 渡辺 巧 印

大和市教育課程検討プロジェクト報告

1 プロジェクトを立ち上げた背景

(1) 新学習指導要領改訂への対応

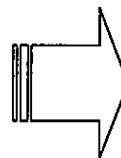
- ・改正教育基本法などを踏まえた改訂
- ・「生きる力」という理念の共有
- ・学力の3要素が新たに学校教育法に規定される
 - 基礎的・基本的な知識・技能の習得
 - 思考力・判断力・表現力などの育成
 - 主体的に学習に取り組む態度の育成
- ・確かな学力を確立するために必要な時数の確保
- ・豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実



- 授業時数の大幅な増加
- 以前の週6日制とほぼ同じ内容を週5日制の中で実施

(2) 学校が抱える教育課程編成上の課題

- ・学校行事に充当できる時間の減少
- ・委員会活動、クラブ活動、部活動などの指導時間の減少
- ・授業時数確保のため個別面談や家庭訪問実施に苦慮
- ・余剰時数が減少する中、インフルエンザによる学級閉鎖など緊急時に対応する必要が高まる
- ・余剰時数が減少し、授業カットが難しくなる
- ・今後の授業時数の増加に伴う子どもたちへのさらなる負担増



- 授業時数の確保が急務
- ゆとりと充実感のある学校生活の創出

2 教育課程検討プロジェクトチームについて

(1) 目的

新学習指導要領の全面実施に向けて、大和市立小中学校における教育課程のあり方を検討するため、大和市教育課程検討プロジェクトチームを設置する。

(2) 検討事項

プロジェクトチームは、次に掲げる事項について検討する。

- ① 新学習指導要領全面実施による授業時数増への対応のあり方
- ② 長期休業、秋季休業、創立記念日などの休業日のあり方
- ③ 教育課程編成に伴う教育環境整備のあり方
- ④ 地域・保護者との今後の連携のあり方



(3) 組織

- 校長会代表 (小学校2名、中学校2名) ● 教頭会代表 (小学校2名、中学校2名)
- 教務担当者代表 (小学校2名、中学校2名)
- 中学校部会員 (上記中学校6校以外の学校から各校1名、計3名)
- ◆ 指導室長、指導室主任指導主事

以上、合計17名 小学校部会・中学校部会で構成、必要に応じて作業チームを置く。

(4) プロジェクト検討経過 全7回

- 第1回 平成22年 4月23日(金) 顔合わせ、趣旨説明、今後の進め方
- 第2回 平成22年 5月14日(金) 教育委員会の原案の検討
- 第3回 平成22年 6月14日(月) 休業日、保護者アンケート検討
- 第4回 平成22年 7月7日(水) 各会からの報告、休業日の調整
- 第5回 平成22年 7月26日(月) 小・中学校の調整、方向性の検討
- 第6回 平成22年 8月20日(金) 方向性の確認
- 第7回 平成22年10月26日(火) 最終確認、周知方法の確認

3 プロジェクトチームで確認された最終的な方向性

○長期休業日等を縮減し年間授業日数を増やすことにより、年間授業時数を確保していく

- ・文部科学省は、週5日制のまま、大幅に授業時数を増やすために、一週間あたりの授業時数増で対応するとした。しかし、児童生徒の学校生活にゆとりを持たせ、学校運営を円滑に進めするためには、本市では、一週間あたりの授業時数はこれ以上増やさず(平成22年度レベルを維持)、年間の授業日数を増加させることで総授業時数を確保することとした。

具体的には・・・

- 開校記念日を授業日とする(各学校) (1日)
- 秋季休業日を1日縮減する (1日)
- 夏季休業日(8月後半)を縮減する (4日)

※平成23年度 小学校は8月26日から授業開始

年間授業日数を6日間増加

○改正の時期は、新学習指導要領の全面実施年度にあわせて実施していく

- ・小学校は平成23年度より、中学校は平成24年度より、新教育課程をスタートする。

4 事務局案の説明及び意見聴取について

- ・市PTA連絡協議会(H22.12.15 会長研修会にて)
- ・自治会(H22.12.8 役員会・12.10 理事会にて)

5 今後の予定について

- (1) 学校管理運営規則の改正(H23.2.21 教育委員会臨時会にて付議予定)
- (2) 保護者等への周知(H23.3.1 日号広報やまにに掲載予定、各学校での保護者会等で説明)
- (3) 予算面については、必要に応じて平成23年度予算に計上。
- (4) 将来的には、給食提供日数の増加も視野に入れ取り組んでいく。

文化関係団体等への補助金の見直しについて

文化スポーツ部文化振興課

本市における「社会教育の普及」や「文化の振興」のため、団体に対し「大和市社会教育関係団体等補助金交付要綱」に基づいて補助金を交付していますが、平成23年度から交付対象事業を変更します。

1. 対象事業と補助額

[変更前]

- (1) 大和市 PTA 連絡協議会が実施する社会教育事業 (教育費 - 社会教育費)
6,000 円に PTA 単位団体数を乗じて得た額以内で市長が必要と認めた額
- (2) 大和市文化連盟が実施する文化振興事業 (総務費 - 文化振興費)
627,000 円以内で市長が必要と認めた額
- (3) 大和市合唱連盟が実施する文化振興事業 (総務費 - 文化振興費)
43,000 円以内で市長が必要と認めた額

[変更後]

- (1) 大和市 PTA 連絡協議会が実施する社会教育事業
- (2) と (3) は廃止

2. 変更理由

その活動が市の文化振興に資するものとして、昭和 30 年代から文化連盟に、また、その後合唱連盟に対し補助をしてきましたが、文化芸術を担う団体の増加、活動の多様化に伴い、その支出根拠が薄れてきたため、要綱を改正し、当該団体に対する補助を終了するものです。

なお、今後の文化芸術活動に対する支援に関しては、現在策定中の「大和市文化芸術振興基本計画」に基づいて、特定の団体ではなく、事業に対して支援を行っていく予定です。